

一三世紀アイスランドにおける平和維持

——ノルウェー王権受容に関する一考察——

松 本 涼

【要約】 九三〇年頃の法と集会制度の成立から、一二六二／六四年のノルウェー王に対する臣従誓約に至るまでのアイスランドは、近代以降「自由国」と呼ばれ、王権を戴かない社会として知られている。本稿では、「自由国」とノルウェー王権受容との関係を再考する試みとして、アイスランド固有の散文物語「サガ」を主要史料とし、一三世紀アイスランドにおける平和と権力の在り方を解析した。従来、一三世紀前半は、有力者間の権力闘争の激化により、王なき「自由国」を支えていた血讐（報復義務）を基盤とする平和維持システムに破綻を来す時期と捉えられてきた。しかし、ノルウェー王との関係も視野に入れると、支配層に対し一定の発言力を保ち続けていた農民集団が、新たな「平和維持者」としてノルウェー王を選挙した可能性も窺える。また、王権受容後に關しては、王による法制度の改編のみに考察が偏ってきたが、同時期を描くサガに着目すると、血讐の存続も確認される一方、ノルウェー王の裁判権が直接対面することのない農民層にも徐々に拡大してゆく様子がみとれる。すなわち、一三世紀アイスランドは、ノルウェー王権をも構成要素のひとつとする平和維持システムの緩やかな変容過程にあったのである。

史林 九一巻四号 二〇〇八年七月

はじめに

アイスランドは絶海の孤島である。北極圏周辺に位置し、現在でも人口三〇万に過ぎないこの島が一九世紀以来多くの

関心を引いてきたのは、サガをはじめとする中世の文化遺産によるところが大きい^①。サガとは、一二―一四世紀のアイスランドで執筆された、古北欧語による散文物語の総称である^②。そこに描き出される社会像によれば、一三世紀半ばに至るまでのアイスランドには、王がいなかった。

無人島であったアイスランドへの植民が開始されたのは、ヴァイキング時代（八世紀末―十一世紀半ば）のさなか、八七〇年頃のことである。その後約六〇年にわたり、主にノルウェーの豪族層が移り住んだが、一〇世紀初頭には大規模な植民活動は終了する。可耕地が少なく気候も峻厳なアイスランドは耕作に適さず、牧畜が生産活動の中心となった。やがて九三〇年頃、各農場の主である「農民」^③たちは、住民間の問題解決と関係調整のために、全島に共通の法と集会体系を形成する。こうして、有力農民層の主導する集会を唯一の政治的中心とするアイスランド社会が成立した^④。

ところが、一三世紀になると少数の有力豪族間で抗争が激化し、アイスランドは内乱状態に陥る。その結果、一二六二年から一二六四年にかけて、アイスランド住民はノルウェー王に貢税と臣従を誓約し、その支配下に入ることとなった。その後、一四世紀末のカルマル連合を経て宗主はデンマーク王に代わるものの、一九四四年の完全独立に至るまで、アイスランドは海外の王権の下にとどまり続ける。また、中世期を通し人口四―五万程度の規模^⑤にもかかわらず、アイスランドは中世ヨーロッパ社会の中でも類稀なる文献、特にサガというユニークな「史料」を残した。しかしそのサガの執筆活動も質・量ともに一三世紀をピークとし、一四世紀以降は下火となる。

このような経緯を俯瞰すると、中世アイスランド社会、あるいはサガという文化に対する、一三世紀という時期の重要性が浮かび上がる。内乱状態からノルウェー王への臣従に至る一連の出来事は、アイスランドの歴史上何を意味したのだろうか。アイスランドへの移住者は、王国形成途上にあつたスカンディナヴィアから発した人々を中心としていることから、王権に関して無知ではなかった。彼らが王なき社会を維持してきた末にそれを受け入れたとすれば、そこには、王権、もしくは支配の在り方そのものに対する何らかの共通意志が働いていたのではないだろうか。

右のような王権受容をめぐる問題は、単にアイスランド史の枠内にとどまらず、中世ヨーロッパ社会における支配―被支配関係を考察する上でも有益な事例となろう。さらに、サガと社会とのかかわり方は、執筆文化の在り方という論点に對しても示唆的と予測される。

ところが、一九―二〇世紀中葉にかけては、ロマン主義と独立問題の影響下に形成された「ナショナル・ヒストリー」が、王権との関係をめぐる議論の大勢を占めていた。^④そこでは、集会体系の成立からノルウェー王への臣従に至るまでのアイスランド社会は「自由国」*Þjóðveldi*と呼ばれ、王の支配を拒絶した独立不羈の自由農民による「共和国」として称揚された^⑤。そして、臣従契約以後の王権支配の時代は、暗黒時代として「自由国」Ⅱアイスランドの黄金時代に対置されたのである^⑥。

そのような歴史像は一九四四年の独立以降もしばらく主流であったが、一九七〇年代から批判の向きが強まる。この時期、特に文化人類学・社会史といった島外の新潮流から影響を受け、サガに新たな価値が見い出された。つまり、多かれ少なかれ「物語」であり、歴史史料としては敬遠されてきたサガが、中世アイスランド人の価値観、慣習、心性を映し出す「史料」として注目され始めたのである。それを受け、従来、事件史・法制史を中心に構築されていた社会像も見直されることとなった。その結果、現在では、理想化された「自由国」像は相対化され、階層化した農民、平和維持機能を担う復讐慣行を特徴とする、新たな社会像が定着しつつあるといえる^⑦。

ところが、そのような動向にもかかわらず、いまだ多くの研究の関心は「自由国」時代に限定されている。王権以後の社会に関する考察は相対的に少ない上、その対象は制度上の改編にとどまり、制度変化の結果を反映した社会像を描くまでには至っていない。しかし、「自由国」という王なき社会が王権を受容した意味を理解するためには、王権への臣従を終着点とするのではなく、それを契機としていかに社会が変わってゆくのか、あるいは変わらないものは何かという点こそ、着目すべきではないだろうか。

したがって、王権下の社会変化が筆者の目下の検討課題となるが、その第一歩として、本稿では一三世紀全体を通じた王権と平和維持との関係に焦点を当てる。なぜなら、第一章で詳述するように、「自由国」時代アイスランドを対象とした紛争研究の蓄積に比して、ノルウェー王権下の司法の在り方については、十分な検討がなされてきたとは言い難いからである。また、大半のサガは紛争のプロセスを叙述の軸としている。そこに映し出される中世アイスランド人のメンタリティを読み解くためにも、紛争、とりわけ復讐慣行の理解は必須といえよう。

以上を踏まえ、以下では、一三世紀におけるアイスランドの平和維持とノルウェー王権との関係考察から、王権への臣従をめぐる社会変容の一面面を描き出すことを目的とする。

*中世アイスランド語固有名詞の日本語表記に関しては、原則として古北欧語再建発音による。ただし、男性名詞主格語尾rは表記しない。ノルウェー語固有名詞は現代ノルウェー語の発音に従う。一部慣用を優先。

① なお、今世紀への転換期に至るまでの中世アイスランド史研究動向については、小澤実・中丸禎子・成川岳大・松本涼「中世アイスランド史学の新展開」『北欧史研究』二四(二〇〇七年)、一五一—二二二頁参照。

② サガは小品を含め数百篇が残存し、近代以降、多岐にわたる内容により、いくつかのジャンルに区分されている。代表的なものとして、植民から一世紀前半頃のアイスランド農民の社会生活を描写する「アイスランド人のサガ(家族サガ)」など。サガの史料性をめぐっては文学・歴史学を問わず数多くの研究文献が存在するが、さしあたり、ステプリン・カムンスキイ(菅原邦城訳)「サガのころ——中世北欧の世界へ」平凡社、一九九〇年参照。

③ 「農民」bondiは単なる農業従事者だけでなく、定住者・自由人・夫・家長など幅広い意味を持つ。〔1〕についてはさしあたり、定住し農

場世帯を構える自由人男性(借地農を含む)とする。Jesse L. Byock, 'bondi', Philip Pulsiano, (ed.), *Medieval Scandinavia: An Encyclopedia*, New York & London, 1993 (以下 *MSE*), p.51. なお、中世北欧の「農民」像については、熊野聰「北の農民ヴァイキング——実力と友情の世界」平凡社、一九八三年(以下「北の農民ヴァイキング」)、特に三八—四一頁参照。

④ アイスランドの社会形成に関しては、熊野聰「北欧初期社会の研究」未來社、一九八六年。同「サガから歴史へ——社会形成とその物語」東海大学出版会、一九九四年(以下「サガから歴史へ」)。

⑤ Magnús Stefánsson, 'Iceland', *MSE*, p.312.

⑥ 近代アイスランドのナショナリズムと中世史との関連に関しては、主に以下を参照した。Gunnar Karlsson, 'Icelandic Nationalism and the Inspiration of History', in Rosalind Mitchison (ed.), *The Roots of Nationalism: Studies in Northern Europe*, Edinburgh, 1980, pp.77-89. Jesse L. Byock, 'History and Sagas: The Effect of Nationalism', in Gísli Pálsson (ed.), *From Sagas to Society*, London, 1992, pp.43-59. Jón Karl Helgason, 'Continuity? The Icelandic Sagas in Post-

Medieval Times', in Rory McTurk (ed.), *A Companion to Old Norse-Icelandic Literature and Culture*, Malden & Oxford & Carlton, 2005 (以下 *Companion*), pp.64-81.

⑦ Þjósveldi (原義「人々の支配、権力」) は近代歴史研究上の用語で、史料原語ではない。通常 Free State もしくは Commonwealth と英訳される。本稿では、イデオロギー上の問題はひとまず措き、現状における普及度と利便性から便宜的に「自由国」の語を使用する。

⑧ このような見方には、アイスランド植民自体が、新興のノルウェー王の圧制を拒否したノルウェー豪族層によって主導されたというアイスランドの「建国神話」が根拠を与えている。熊野聰「アイスランド人は土地所有をいかに証明したか」「サガから歴史へ」四三―七八頁、特に六九―七〇頁参照。

⑨ こうしたイメージは、一九四〇年刊行のエイナル・オーラザル・スヴェインソンによる「自由国」末期の内乱期に因する包括的叙述に端

第一章 研究状況と課題

本章では、本稿の試みの位置を明確にするため、中世アイスランドの平和維持をめぐる研究状況を整理する。先行研究の焦点は、「自由国」社会のフェーデ・紛争研究、ならびにノルウェー王権下の法改正とそれに伴う制度変化の二つにある。

(一) 「自由国」時代の血讐モデル

「自由国」時代アイスランドには、年一度の全島集会(アルシング)を頂点とする階層的な集会体系が存在したが、公的に犯罪を裁き罰する執行権力は存在しない。そのような社会において、住民間の平和はいかに維持されていたのだろうか。

的に表れる。Einar Ólafur Sveinsson, *Sturlungavald: drag um íslenska menningu á þrettundu öld*, Reykjavík, 1940 (*The Age of the Sturlungs: Icelandic Civilization in the Thirteenth Century*, Ithaca, 1953). また、圧倒的な情報量から、いまなおアイスランド中世史研究に不可欠とされるヨーン・ヨーンネッソンの中世通史において、「一二世紀頃を境として」「自由国」国制に基づく安定した時代と、その崩壊による内乱・独立喪失を経験する衰退期という対照的な叙述がなされている。Jón Johannesson, *Íslendinga saga* I-II, Reykjavík, 1956-8 (*A History of the Old Icelandic Commonwealth*, Manitoba, 1974).

⑩ 特に一九七〇年代以降の研究動向については、Jón Víðar Sigurðsson, 'Nœn hoveðtrekki í diskusjonen om det íslandske middelalderstamfundet etter 1970', *Collegium Medievale* 18 (2006), pp.106-143.

「自由国」の秩序維持機能に関しては、二〇世紀初頭にスイスのゲルマニスト、A・ホイスラーが先駆的研究をなした。ホイスラーはサガに描かれる紛争について網羅的に統計を取り、「自由国」時代の慣習法「グラীগース」に残される詳細な裁判集会関連の規定にもかかわらず、サガ中の紛争は、法廷における判決よりも法廷内外の仲裁・和解によって解決される比率が高いことを指摘した^①。

しかしその後、二〇世紀前半から中葉にかけては、サガの大半が歴史史料のカテゴリーから除外され、主に法史料に基づく国制史研究が歴史学の中心となったため、紛争・紛争解決の実態という視角は長らく等閑に付されていた。とはいえ、文学分野でのサガ研究はアイスランド内外を問わず盛んに続けられ、その成果は一九八〇年代に、二人のアメリカ人研究者J・L・バイヨック、W・I・ミラーによって歴史学とも接合されることとなる。文化人類学的傾向を持つ彼らは、特に一九七〇年代以降のアメリカで盛んであった紛争・フェーデ研究の成果をサガ分析へと応用し、復讐慣行による秩序維持のメカニズムとそれを基盤とした社会像を先鋭的に提示した^②。

彼らの業績は、その先鋭さゆえに批判を受けつつも、アイスランド人研究者の間でも高く評価され、新たなサガ解釈、「自由国」像の形成に大きく寄与した。アイスランド人側では特に、オスロ大学のヨーン・ヴィザル・シグルズソンがその動きを牽引したといえるだろう^③。ともあれ、現在では中世アイスランド理解のための復讐慣行の重要性は広く認知されており、親族関係の柔軟さや居住形態等のアイスランド固有の要素を加味した、一定のフェーデ・モデルが措定されているといつてよい。

本稿では、そのようなアイスランドにおけるフェーデの一類型を「血讐」と呼ぶ^④。血讐とは、ある人物のこうむった損害（財産・家畜の侵害、傷害・殺人・侮辱等）に対し、被害者を取り巻く集団が義務として行う報復行為の全体を指す。血讐の権利・義務は法にも規定されており、それを怠った農民は名誉を失い、社会生活において不利益をこうむる。つまり、法的・社会的に義務付けられることによって、損害に対する報復行為は、公権力を欠いた社会において犯罪を抑止し秩序

を維持する機能を持ったのである。

そのような血讐への参加義務は、第一には被害者の血縁男性（父、息子、兄弟）に課せられた。しかし、人口密度が低く農場の散在するアイスランドでは各農場世帯に高い自衛力が要求され、各農民は近隣地域を中心に、婚姻、誓約兄弟・養育兄弟等の擬似血縁、もしくは友誼等を介して広汎な同盟関係を形成していた。全島は九六五年以降、東西南北の行政区（四分区）に区分されていたが、農民の同盟関係はときにその境界を越えて広がった。ただし、それは恒常的・固定的なものではなく、個別農場を中心とした緩やかな結びつきであったため、相争う双方の陣営に同盟関係を持つ場合も珍しくない。それゆえ、実際には、血讐への参加／不参加の決定には個々の農民の意思が大幅に作用し、周囲の圧力やそれに伴うメリット／デメリットを考慮する余地が残されていた。たとえ近親者でも血讐に関与しないこともありえ、特定の血讐行為にかかわる集団は、多分に可変的なものであったといえる。

とはいえ、血讐の遂行には、狭義の復讐殺人（実力行使）はいうまでもなく、その代替となる裁判・和解という手段を取る場合でも、紛争当事者の実力が不可欠であった。第一に、裁判に訴える場合は、被告の召喚から集会における裁判手続きの進行、判決の実行に至るまで、すべて紛争当事者が主導しなければならない^⑥。また、仲裁による和解は、各集会や私的な会合の場において、周囲の推薦と当事者の意向により、一人もしくは数人の裁定人が選ばれ、双方に賠償の支払い／追放等の裁定を下すという方法で行われる^⑦。裁定人には通常、一定の権威・権力を持ち、紛争当事者間に中立な立場の者が選ばれるが、困難な訴訟ほど仲裁者もより実力を要する。つまり、十分な実力（動員力・法知識・親族・同盟関係）を持たない農民が血讐を果たそうとするのであれば、有力な支援者に頼らざるをえない。そのような平和維持システムの中で重要な役割を担ったのが、ゴジとシングマンの関係である。

ゴジ godi とは、ひとつの地域集会に三つずつと定められていたゴジの地位 godis を所有する、地域の指導的有力農民のことである^⑧。ゴジは地域集会を主催し、裁判において判事団を指名する権限を持つ。そして、ゴジ以外の集会参加農民^⑨

はすべて、特定のゴジに付き従い集会に参加するよう定められていた。彼らはシングマン Dingmaðr と呼ばれ、ゴジは自身のシングマンを社会的・経済的に援助・保護する義務を負い、他方シングマンにはゴジを裁判や紛争の際に支持することが求められた。法人類学者ミラーの指摘によれば、血讐とは「損害」の等価交換であり贈与のアナロジーと捉えられ、相対的に同等の社会的地位にある者の間にしか成立しえないものである。⑩例えば、ゴジとシングマンが争う場合、シングマンはゴジに匹敵する有力者の助力を得なければ、ゴジに対抗し自身の損害を回復することはできない。そのような状況下で、ゴジは従士契約を結んだ主君と従士のように、直接シングマンの血讐の義務を負うわけではないが、親族等と並び、農民が正当に助力を求めうる存在であった。⑪

しかし、血讐と平和をめぐる状況は、一三世紀には変化をみせる。その要因となったのはゴジ—シングマン関係の変化であった。一一—一二世紀にかけて、農民層の内部では徐々に経済的・社会的格差が拡大し、少数家系によるゴジの地位の占有が進行する。その結果、「自由国」末期の内乱期であるストウルルング時代（二二〇年頃—二二六二年）には個々のゴジが権力を拡大し、特定の境界を持つ支配領域を形成する。⑫そして血讐は、大規模化したゴジ同士の権力抗争という新たな局面に入るのである。⑬

ストウルルング時代の紛争描写も、報復を軸として展開するケースが大半ではある。しかしながら、そこには四分区の境界を越える軍事遠征、数百人単位の大規模な武力衝突、処刑・体刑（斬首、手足等の切断）の実行など、同害報復を原則とし、紛争当事者相互の均衡維持を重んじる「自由国」の血讐モデルからの逸脱が目立つ。⑭そのため、「自由国」時代に関心が限定されている文化人類学的傾向を持つ先行研究には、ストウルルング時代の状況を、血讐を基盤とした平和維持システムの破綻とし、ノルウェー王への臣従の一因とみなす傾向が強い。⑮

しかし、アイスランド内部の状況にとどまらず、ノルウェー王との関係も視野に入れて考察するならば、ストウルルング時代の紛争とその解決をめぐる状況には、「血讐の破綻」とは異なる解釈も可能であると考ええる。この点については、

第二章で論じる。

(二) ノルウェー時代の平和維持

アイスランド史上、一二六〇年代の前半から一四〇〇年頃までは「ノルウェー時代」と画される。ノルウェー時代については、「自由国」時代に比べ、特にアイスランド外の研究者による考察が極端に少ない。とりわけ、平和維持という点に関しては、ノルウェー王による法改正とそれに伴う制度変化を扱った法制史分野の成果が殆どである。そのような法制史研究の集大成が、一九七四年にアイスランド植民二一〇〇周年記念事業の一環として刊行され始めた、通史『アイスランド史』シリーズ第三巻所収の、ビョルン・ソルステインソンとシグルズル・リーナダルによる記述である。^⑩「王権下の法改正」と題されたその章は、一二六一—一四〇〇年頃を対象とし、政治的事件、法制度の改編を中心としながらも、気候条件にまで及ぶ包括的な叙述を行っている。一三世紀後半に関しては現在最も詳細な概説であり、以下の記述も多くを拠っている。

ノルウェー時代にはまず、一二六二／六四年の臣従契約が貢税その他の義務を規定しているが、包括的なものではなく、その後もしばらくはアイスランドの社会制度に重大な変更は加えられなかった。より大きなインパクトを与えたのは、一二七〇年以降、マグヌス法改正王によって導入された二つの成文法『ヤールンシーザ』と『ヨーンスポーク』である。^⑪前者は一二七一年にアルシングに提示されるが、アイスランド人の反発が強かったとみえ、完全承認までは三年を要した。一方、一二八一年に提示された新法書『ヨーンスポーク』は、採択時にはアイスランド人側の抵抗を招くものの、その後幾度かの改正を経て、一四世紀の前半には以後四〇〇年近く効力を持つ相型が整えられる。

二つの成文法、ならびにそれ以前の慣習法「グラীগース」のテクストの相互比較、特に「アイスランド的」な要素と「ノルウェー的」なそれとの影響度の差を追求することが、一三世紀後半を対象とした法制史研究の従来の焦点だったと

いえる。それはすなわち、成文法の導入によって、アイスランドがどれほど「ノルウェー化」されたかという論点とも置き換えられる。

まず、二つの成文法の基調には、一三世紀後半にノルウェー全土^⑩に対し新たに制定された一連の法に共通する統治理念がある。その核の一つがフェーデ・復讐の禁止であり、つまりは、紛争を自力救済ではなく、王の管轄下の裁判で処理させようとする志向である。^⑪『ヤールンシーザ』ならびに『ヨーンスポーク』もそれを反映し、原則として復讐の禁止を標榜する。ただし、『ヤールンシーザ』への反感を斟酌し作成されたと推測されている『ヨーンスポーク』は、より多くの要素を「グラীগース」から採用している。なかでも相続法・土地関連法に関し「グラীগース」との共通点が多く、アイスランドの慣習が強く維持されていると考えられている。^⑫とはいえ、基本路線は変わらず、特に集会制度・行政組織については、『ヤールンシーザ』と同様にノルウェーの制度に倣う。これら二つの成文法によって、アイスランドには官職が導入され、集会も役人の管轄下におかれた。集会参加者も役人が地域ごとに指名し、集会参加の基盤となっていたゴジシングマン制度は廃止された。すなわち、「自由国」国制は、少なくとも制度上はノルウェー式の行政制度に取って代わられたといえる。^⑬

しかしながら、一三世紀後半の時点では、法制度・行政組織の整備は進行途上にあり、職分・命令体系等も曖昧だったことを看過してはならない。また、一三世紀後半におけるアイスランド人有力者層の性質に関しては、ヨーン・ヴィザルが重要な指摘をしている。官職は基本的に王により従士に与えられるが、一三〇二年に更新された臣徒契約には、「アイスランドの法務官と地法行政官は、以前にゴジの地位を放棄した家系に属すこの地の人々であるべし」という規定がみられる。^⑭ここからは、一三世紀末に向かい、王の役人へのアクセスが「自由国」時代のゴジ家系出身者に限定される傾向にあった様子が窺える。つまり、ゴジから王の役人へと制度上は肩書きを変えるものの、アイスランドの支配層の顔ぶれに変化は少なかったといえるのである。^⑮

以上みてきたように、ノルウェー王による成文法の導入によって血誓は原則禁止され、ゴジーシングマン制度は廃止、かつてのゴジは王の従士・役人となる。そのような状況下で、ストウルング時代のような大規模な紛争は鎮まり、血誓とそれを基盤とするような平和維持の在り方は衰退するという見解が、従来は大勢であった。^⑧

ここまでの概観によつて、まずは、ナシヨナリスティックな歴史像の相対化に向かった後も、いまだ一二六二／六四年前後で研究上の断絶がみられることが確認できた。近年の傾向としては確かに、一二六二／六四年を絶対的な境界線とし、王権の影響をラディカルかつネガティブに捉える向きは影を潜め、長期的・緩やかな変化や王権のポジティブな側面を想定する態度もみられる。先にふれたヨーン・ヴィザルによる一九九五年の英語論文のように、一二六二／六四年を越えて制度外の社会変化を探る考察も皆無ではない。そのような試みの最たるものとして、P・P・ボウリョーザの近著が挙げられるだろう。^⑨彼女は一六世紀までの長期的視野の中で、臣従契約文書、サガといった中心的な史料を写本の作成・伝承過程に着目して捉えなおし、ノルウェー王への臣従という事件の解釈に強く再考を迫った。

しかしながら、それらは散発的であり、「自由国」とそれ以後の中世社会を連続的に分析する例は依然少ない。アイスランド史学の流れを変えた紛争・フェーデ研究にしても、その射程は「自由国」社会で完結してしまっているのが現状である。そして、中世ヨーロッパの他地域における紛争研究ではむしろ中心的といえる、王権による上からの成文法・集権的司法制度の導入と、在地の平和維持の慣習との相互関係という論点については、一様に沈黙している。

そのような状況は、単にかつてのナシヨナリズムの影響にとどまらず、史料の質・量的な差に起因する部分が大きい。特に問題となるのは、「同時代サガ」というジャンルについてである。「同時代サガ」とは、サガの執筆された年代と、そこに描かれる出来事が起こったと想定される時期との間隔が二〇—一〇〇年程度のサガ群を指す。それらは、数百年を越える時差を持つ「アイスランド人のサガ（家族サガ）」や「古代サガ」等のジャンルに対置され、一九世紀以来、相対的に

表 13世紀「同時代サガ」一覧

描写対象	タイトル	描写対象年代	執筆年代
1262/64 以前	・「ストゥルルンガ・サガ」（既存のサガの 編纂物）	12世紀前半-1264	14世紀初頭に編纂
	「ゲイルムンドとヘリヤルスキンのサーット」	植民時代	1300頃
	「ソルギルスとハヴリジのサガ」	1117-1121	1240頃/12世紀後半?
	「系譜」		1250-1300頃
	「ストゥルラのサガ」	1148-1183	1200-1225
	「序文」		1300頃
	「司祭グズムンドのサガ」 ◇の前半部	1161-1202	
	（◇独立形「司教グズムンドのサガ」）	1161-1237	1202-1237頃
	「大物グズムンドのサガ」	1186-1200頃	1212頃
	「アイスランド人たちのサガ」	1183-1264	1284頃
	「ハウカダール族のサーット」	植民-1200頃	1300頃
	「フラヴンとソルヴァルドのサガ」 ◆の後 半部	1201-1217	
	（◆独立形「フラヴン・スヴェインビヤル ナルソンのサガ」）	1160-1217	1230-1260
	「ソールズ・カカリのサガ」	1242-1249	1270-1300頃
	「スヴィーナフェル一族のサガ」	1248-1252	1300頃
	「ソルギルス・スカルジのサガ」	1252-1258	1275-1300頃
「アローンのサガ」	13世紀前半	1340頃	
・「ホーコン・ホーコンソン王のサガ」	1203-1263	1264-1265頃	
1262/64 -1300頃	・「司教アールニのサガ」	1269-1300頃	1304-1320
	・「マグヌス・ホーコンソン王のサガ」（断 片のみ）	1263-1276	1266-1280頃
	・「ストゥルラのサーット」（「ストゥルルン ガ・サガ」の一部）	1262-1284	1300頃

(Philip Plusiano (ed.), *Medieval Scandinavia: An Encyclopedia*, New York & London, pp.20, 259-260, 401-402, 616-618 ならびに Rory McTurk (ed.), *A Companion to Old Norse-Icelandic Literature and Culture*, Malden & Oxford & Carlton, 2005, pp.429-433 より作成。)

高い史料の価値を認められてきた。^⑧しかし、一二世紀前半から一二六四年までを描写対象とする「同時代サガ」が比較的豊富に残存する一方で、一二六四年以降を描く「同時代サガ」は、わずか三篇しか存在しない（表参照^⑨）。そのため、王権以後の社会については、一三世紀後半から増加する法・証書類が主な史料となり、結果として法制度史への偏りがみられるのである。

しかし私見によれば、一三世紀後半を描く三篇の「同時代サガ」の描写からも、王権下における平和維持の様相を析出することは可能である。それらは従来も、事件史の史料としては重要視されてきたが、紛争研究という文脈で分析対象となることはなかった。そこで本稿では、一二六

二ノ六四年以降についても「同時代サガ」に分析の焦点をおくことにより、一三世紀アイスランドにおける平和維持の在り方を新たな角度から捉え直すことを目指す。

以上を踏まえ、まずは次章において、王権下の社会状況との比較のため、臣従契約前夜の二三世紀前半アイスランドにおける平和と権力の在り方を検討する。続く第三章で、ノルウェー王権下の紛争解決状況について実践面を中心に考察する。

① Andreas Heusler, *Das Stryfrætt der Isländersagas*, Leipzig, 1911; Id., *Zum isländischen Fehdereisen in der Sturztungenszeit*, Berlin, 1912.

② ハイヨックの『Ferd in the Icelandic Saga』, Berkeley, 1982. 【「アイスランド・サガ——血讐の記号論』、東海大学出版会、一九九七年】において、言語学の記号論を応用した斬新なアプローチによって、サガの構成に復讐のプロセスが中心的役割を果たすことを明らかにした。その後、復讐慣行を軸としてサガを読み解くことにより、制度にとらわれない柔軟な「自由国」社会像を提示したものが *Medieval Icelandic Society: Sagas and Power*, Berkeley, 1988. (以下 *Medieval Iceland*) 【「サガの社会史——中世アイスランドの自由国家』、東海大学出版会、一九九一年】である。一方「ラー」は *Bloodtaking and Peacemaking: Feud, Law, and Society in Saga Iceland*, Chicago & London, 1990. 2冊実した一連の考察によって、ハイヨックのフェーズ分析をさらに発展させ、その実行にどのような法的な法則「メカニズムを解析した。

③ 代表的著作として Jon Viðar Sigurðsson, *Goder og makjforhold þá Island i Fristíðin*, Bergen, 1992. (以下 *Goder og makjforhold*) 【*Chiefdoms and Power in the Icelandic Commonwealth*, Odense, 1999】.

④ 血讐に関する研究動向「成果をまとめたものとして」Helgi Þorláksson, 'Hvað er blóðhefnd?', in *Sagnmáningur heilgað Jonasi Kristjánssyni sjöungum 1*, Reykjavík, 1994, pp.389-414. など、邦語で

は熊野聰「北の農民ヴァイキング」一三九一—一六二頁、同「北欧初期社会の研究」一八八—二二一頁、ならびにバイヨックの二冊の邦訳が有益である。

⑤ 慣習法「ラーガース」には、例えば以下のように復讐の権利が規定されている。「傷を負わされた者には、彼自身の傷について、もしくは彼が蒙った損害について提訴すべきアルシングのときまでは、自分自身で復讐する権利がある。殺人について復讐すべき人々もまたそうである。彼を傷つけた者は自分自身に対して聖性を失い、また、彼に従い戦闘の場へ赴いたすべての者たちも同様である。しかしまた、もし望むならば、他の者たちが彼「復讐を受けた者」のために復讐する」とも、翌日の同時刻までは正当である。」「Sá maður er á er unnið á að hefna sín, til þess alþingis er hann er skyldur að sækja um sín sín, eða þann áverka sem hann fékk, og svo skulu þeir menn er vígs eigu að hefna. Sá maður fellur óheilgugur fyrir honum sjálfum, er á honum vanni, og svo fyrir þeim mönnum öllum er honum fylgja til veitvangs, enda er tétt að abir menn hefni hans ef vilja, til jafnlengdar annars dagurs.' (Gunnar Karlsson et al. (eds.), *Grágar: lagasafn íslenska þjóðveldisins*, Reykjavík, 1992, ch.13, pp.214-215.) など、史料引用文中に「さうして」は筆者による補足を示す。以下同様である。

- ⑥ 裁判のプロセスについて。アルシングは基本的に上訴法廷であるが、地域法廷を経ず直接提訴することも可能。九六五年頃の制度改革の際、四分区の設置と同時に訴訟は原告・被告双方がともに所属する集会の法廷で行われるよう定められたため、異なる地域集会や四分区に所属する住民間の訴訟は、必然的にアルシングに提訴された。なお、「自由国」時代の訴訟手続きについては阪西紀子「斧を手にして法廷へ：戦いか訴訟か——中世アイスランドの紛争解決手段」『歴史学研究』七二七（一九八八年）三五一—四六頁に詳し。
- ⑦ Jesse L. Byock, *Viking Age Iceland*, London, 2001, pp.123-124.
- ⑧ コジの地位数の変遷については、九三〇年頃—三六設置、九六五年頃—四分区の設置に伴い増設、三九に。ただし、一〇〇四年頃の第五法廷（アルシングにおける最高法廷）設置以降、アルシング会期中のみ臨時のコジが選ばれ、四八となる。Jon Viðar Gader og makforhold, pp.2-3.
- ⑨ 「集会参加農民」は一定以上の財産を持つ農民。例えば、世帯員各自に雌牛一頭もしくは舟一艘、漁業網一〇等の最低限の財産を与えざる財産を持つ者。Byock, *Medieval Iceland*, p.82.
- ⑩ Miller, *op.cit.*, pp.179-186.
- ⑪ 熊野聡「北の農民ヴァーキング」一六〇頁。
- ⑫ Jon Viðar Gader og makforhold, pp.39-93.
- ⑬ シンツマン間の血闘については、支配領域の形成が未完成な地域（東区等）に限られた現象となる。支配領域が形成された段階では、近隣地域の農民はすべて同じコジのシンツマンとなり、彼らの争いはコジが治めるべきになるからである。Ibid., p.32.
- ⑭ Miller, *op.cit.*, p.40.
- ⑮ 例として Miller, *op.cit.*, pp.39-41; Gunnar Karlsson, *The History of Iceland*, Minneapolis, 2000, p.61.
- ⑯ Björn Þorsteinsson & Sigurður Lindal, 'Lögfesting konungvalds', in Sigurður Lindal (ed.), *Saga Íslands* 3, Reykjavík, 1978, pp.19-108.
- ⑰ なお「ヤールンシーザ」「ヨーンスポーク」両法については、マヌス・マール・ラウルソンによる『北欧中世文化史事典』の記述が目下のところ最も基礎的であり、『アイスランド史』シリーズの記述も多くをそれに拠っている。Magnus Mørk Larsson, 'Járnstá', John Danstrup et al. (eds.), *Kulturhistorisk leksikon for nordisk middelalder fra vikingetid til reformationsråd*, Viborg (以下 KLNM) 7, 1962, cols.567-568; Id., 'Jonshok', KLNM 7, 1962, cols.612-617.
- ⑱ 一三世紀ノルウェーはアイスランドのほかにもフェロー諸島、ヘブリード諸島、シェトランド諸島、グリーンランド等を支配圏としている。したがって、ノルウェー全土とは、スカンディナヴィア半島に属す内地に加え、如上の島嶼部をも含む。
- ⑲ 一三世紀ノルウェーは、地域の慣習を反映した州法を基盤とする地域豪族の政治文化を、王権が克服してゆく過程にあった。すなわち、伝承や慣習を基盤としながらも、実際の紛争・裁判の場では何よりも有力者の意思に大幅に拠る主観的なルールであった法が、神に由来する客観的・非個人的な法へと変化を遂げてゆくプロセスである。さらに、法の在り方の変化は、有力者の分権的支配から、神に権威の源泉を持ち、諸階層の頂点に立つ単独の王による統治への、現実のノルウェー社会の変化と相互に影響し合っていた。ノルウェーの法と統治理念に関しては、Sverre Bagge, 'Law and Justice in Norway in the Middle Ages: A Case Study', in Lars Bispard et al. (eds.), *Medieval Spirituality in Scandinavia and Europe: A Collection of Essays in Honour of Tore Nyberg*, Odense, 2001, pp.73-85.
- ⑳ Magnus Mørk, 'Járnstá', KLNM 7, col.567. 44. Sigurður

Lindal, 'Lögfesting Jónsbókar 1281', *Tímarit lögfræðinga* 32 (1982), p.182-の巻頭。

- ② なる王の役人(官職保持者)の主なるは次の通り。マイヌマンに与ける最高権威である総督histórfjór (半義通りには「従十團長」)は1110年頃から一人ないし二人、王により任命された。次に、法務官lögmaðrが1177年頃から二人選ばれ、アルシング・地域集会における裁判進行を管理した。そして「ヤールメンシヤ」以降、全島は116行政区分に分かれ、各区一人の地方行政官sýslumaðr (valdamaðr)が管轄するようになった。地方行政官が王から直接任命され、執行権力全般を担う。役人組織については以下を参照。Björn & Sigurður, op.cit., pp.52-59, 62-64; Jón Víðar Sigurðsson, 'The Icelandic Aristocracy after the Fall of the Free State', *Scandinavian Journal of History* 20 (1995) (以下「The Icelandic Aristocracy」), pp.156-157; Knut Helle, (ed.), *The Cambridge History of Scandinavia I: Prehistory to 1520* (Cambridge, 2003), p.389; Axel Kristinsson, 'Embættismenn konungs fyrir 1400', *Saga* 36 (1998), pp.113-152.
- ③ *Diplomatarium Islandicum. Íslenzki fornbefasafn*, Kaupmannahöfn, 1857-1952 (以下 *DI*), vol.1, no.156(A), bls.670: 'Ítem at íslendzki se lögmen ok sýslumenn hier a landu at Þeirra ætt sem at fornu hafð godordin upp gefit.' その要旨は概ね受け入れられ、一四世紀以降、法務官・地方行政官はマイヌマン下人が排他的に務めるようにならうとす。Jón Víðar, 'The Icelandic Aristocracy', p.150.

④ Ibid., pp.156-158.

⑤ 例として Gunnar, op.cit., p.90.

⑥ Patricia P. Brouhosa, *Icelanders And the Kings of Norway. Medieval Sagas And Legal Texts* (The Northern World, V.17), Leiden & Boston, 2005.

⑦ 古北欧語「サガ」saga は「言う」「語る」という動詞 segja の派生語であり(英語 say、独語 sagen と同根)。本来「語られたもの」を意味した。語られる以上、サガ全般に関して、聴衆・読者の反応による修正は期待でき、近い時期の出来事であるほどその効果は高いと考えられる (cf. Byock, *Medieval Iceland*, p.34)。近い過去であるがゆえの嘘述や沈黙も想定されるとはいえ、事件のあらましを知る聴衆・読者による修正も想定可能であり、「同時代サガ」を、描写対象とする出来事の史料として扱うことは妥当といえるだろう。

⑧ このような史料状況から、サガ作成の動機と王権受容との関連については文学研究を中心として多大な蓄積がある。失われたところある「自由国」への郷愁にサガ隆盛の理由を求める古典的理解は近年相対化される傾向にあるが、ノルウェー王のインパクトは依然重視されている (cf. Theodore M. Anderson, 'The King of Iceland', *Spectrum* 74-4 (1999), pp.923-934)。また、サガを生み出したマイヌマン下人の創造性と「自由国」を強調する態度は、歴史研究者にも多々みられる (cf. Miller, op.cit., p.41)。とはいえ、王権とサガとの関係については、サガの表現分析のみに考察が偏ってきたらしいがあり、それらが作成された時代状況との、より慎重な照合が今後求められるべきであろう。

第二章 ストゥルルング時代の平和維持——血讐の破綻？

(一) 史料の性格と射程

具体的考察に入る前に、当該時期の史料状況について整理しておく。一三世紀の権力の在り方を考える際、第一に『ストウルルンガ・サガ』に注目する必要がある。^①『ストウルルンガ・サガ』は、ストウルルング時代におけるゴジたちの抗争を綴った幾つかの独立したサガを、一四世紀初頭に時系列に沿って編纂したものである。^②個別サガの作者は殆ど伝わっていないが、抗争の最中、もしくはそれほど時を隔てないうちに、ゴジ家系に近い有力者（聖俗問わず）が中心となり作成したと考えられている。『ストウルルンガ・サガ』には、一二世紀前半から王権承認に至るまでのアイスランドの社会状況が、ゴジたちの栄枯盛衰をめぐる英雄的エピソードを核として活写されている。それと同時に、ゴジの行動に関与する限りではあるが、支配を受ける側の農民たちの行動描写も少なくない。確かに、サガの作成が、必要な技術や経済的負担からしてゴジ層の有力農民、もしくは教会・修道院組織に担われていたことは確実視されている。^③とはいえ、サガは彼らの占有物ではなく、農場間で写本が貸し借りされ、人々の前で語られるものであった。それゆえ、支配を受ける側の農民たちの価値観・行動理念を『ストウルルンガ・サガ』から析出することも可能であると考ええる。

次に注目されるのは、『ホーコン・ホーコンソン王のサガ』（以下『ホーコン王のサガ』）である。これは、アイスランドに貢税を迫り、それを果たしたノルウェー王・ホーコン四世ホーコンソン（位一二七―一三三）についての伝記的サガである。彼の死後、息子マグヌス王の指示により、アイスランド人ストウルラ・ソールザルソンが執筆した。一二〇三年の王の生誕から一二六三年の死までが語られ、大部分はノルウェー内部の出来事の描写に充てられてはいるが、その合間にノルウェー宮廷を訪れたアイスランド人の様子、王の対応などについても記されている。その他若干の、一三世紀在職の司教の

サガも「同時代サガ」として扱われるが、情報量の点から、主要史料となるのは上記の二篇といえる。

以上のような史料状況から、一三世紀前半のアイスランド史は従来、『ストウルルンガ・サガ』と『ホーコン王のサガ』を中心とする「同時代サガ」の記述に大幅に抛り、慣習法「グラーガース」、編年誌による補足という手法で書かれることが多かった。本章の分析対象も同様の史料ではあるが、ノルウェー王との関係を含め広く視野を採ることによって、ストウルルンク時代の血讐の再解釈を目指したい。

(二) ゴジと農民

一三世紀のゴジの性格変化の要点は、アイスランド内における領域支配、ならびにノルウェー王との密接な結びつきである。一二〇〇年頃までに、全島のゴジの地位は五大家系によって概ね占有され、彼らは各自の支配領域をめぐり抗争を展開する。④それに加え、ノルウェー王ホーコンも一二四〇年頃からアイスランドへの介入を本格的に開始する。ホーコン王はアイスランド人有力者たちと積極的に従士契約を結び、支持を与えるかわりに、アイスランド住民に貢税と臣従の誓約を認めさせるという自身の政策への協力を要求した。その結果、一二二二／六四年の臣従契約に至った経緯は既述のとおりである。

とはいえ、ゴジの権力が拡大し、彼らとノルウェー王との紐帯が強固となったストウルルンク時代においても、農民集団はゴジの支配に対して一定の発言力を有し、利益と不利益とのバランスを考慮した上で、ゴジを受け入れ「支配」を期待していた。『ストウルルンガ・サガ』中に多々見受けられる、ゴジと農民の多様な相互交渉の描写がその証左となる。なかでも、有力者がある地域を新たに支配領域として確立する際、原則として地域の農民集会におけるゴジとしての承認が必要であったことは特筆に価しよう。一例として、以下では『ストウルルンガ・サガ』の一篇「ソルギルス・スカルジのサガ」の一場面を検討する。そこには、特に血讐・平和維持という側面との関連からみて重要な点が明示されるからである。

問題の場面は、北区の一地域、スカガフィヨルドの一二五五年の農民集会を舞台とする。この地域のゴジが少し前に死亡したため、前任ゴジの親族でもあるソルギルスという有力者が、地域農民たちに彼を新たなゴジとして承認するよう要求する。それを受け、地域農民のリーダー格、プロッディという有力農民は以下のように発言する。

プロッディが最初に答えた。もし彼がいずれかの首領に仕えなければならぬとしたら、彼はソルギルスを選ぶだろう。しかし、最良なのは誰にも仕えないことだ。もしも彼が、平穩無事に過ごせるとしたら、ストゥルラと多くの人々とアースビヨルンとがこれに賛同した。^⑤

傍線部中、「もしも彼が、平穩無事に過ごせるとしたら」と意識した *ef hann maetti kyrr sjast* は、字義通りならば「もしも彼が、自分自身に *kyrr* を見ることができたなら」という意味となる。*kyrr* は「静かな、平穩な」を意味する形容詞だが、サガの中では特に、争いのない、何も語るべき事件が起きていない状態を表す際に使われる。^⑥ とすれば、下線部は全体として、自分自身で紛争を治め平穩をもたらすことができるのなら誰にも仕えない方が良いが、実際には、平和の維持には首領 *ll*ゴジが必要であると解釈できよう。ここでは農民集団の意思として、そのようなゴジに対する認識が示されている。

話の続きを追うと、農民集団との交渉中、折り悪しく、司教からソルギルス一味に対する破門の宣告状が届けられる。ますます農民たちの態度は硬化し、結局この集会においては、ソルギルスは農民たちの合意を得ることができなかった。しかしソルギルスは諦めず、集会所が解散された後、以前から親交のあった農民プロッディと個別に交渉を行う。^⑦ そしてしばらく後、再び農民たちを招集し、二度目の集会に挑む。農民たちは前回と同様に、ソルギルスの要求に難色を示す。ところが今回は、プロッディがソルギルスの擁護に回るのである。

農民たちは多くの難点を挙げた。それは、司教の破門、そして彼がかかわっている争いが治まらない限り、平和が訪れないように思われることである。プロッディは、農民たちはソルギルスを受け容れるべきだと提案した。「思うに」彼は言った、「彼はそう長

くならないうちに追い払えるだろうから。」農民たちは言った、「ソルギルスは空手でここに来たのだから、彼を受け容れることは大きな出費だ。」プロツディは言った、「誰もすべてのことは予測できない。彼らは司教とすぐに和解するだろう。それに、スカガ・フィヨルドの人々は、常に出費を負って首領を維持してきたじゃないか。」^⑧

この場面からは、農民たちがゴジを受け容れることによるメリット／デメリットを勘案した上で、その対応を決定してゆく様子が看取できる。ソルギルスの場合、司教による破門宣告、争いへの積極的な関与、そして十分な資産を持たないため地域農民の搾取が予測されることが、具体的なデメリットとして語られている。しかし同時に、傍線部からは、農民たちが経済的負担をも覚悟の上で、ゴジという支配者を維持しているという自意識が窺える。結局、交渉が続いた後、大半の人々はソルギルスをゴジとして承認し、経済的援助も行うことになるのである。

ここからは、ストウルルング時代の農民たちは唯々諸々とゴジに従っていたのではなく、血誓を前提とした地域の平和維持のために、ゴジという権力の必要性を認識していたことが確認できた。そのことは、『ストウルルング・サガ』の他の場面、例えば同じ「ソルギルス・スカルジのサガ」中で、ゴジに戦闘力として召集された農民たちが地域外への遠征を拒否する姿などからも窺える。^⑨このような平和維持機能を介したゴジ―農民関係に加え、ストウルルング時代の特徴として注目すべき要素が、ノルウェー王の立場である。次に、その点について議論を進める。

(三) ゴジと王

ゴジの殆どがノルウェー王の従士となったこの時代には、ノルウェー王によるゴジ間の紛争への介入がみられる。なぜなら、従士契約の際に遵守を求められる「従士団法」^⑩には、従士同士の紛争・フェーデが従士集会もしくは王自身によって裁かれるべきことが定められていたからである。「従士団法」^⑩は理念的・象徴的意味合いが強く、実践に際しては地域ごとの裁判集会・地方方法が重視されたと考えられているが、一三世紀のアイスランドにおいては、王権の介入の口実とし

て効果的に機能した。例えば以下の一連の場面では、アイスランド内の二大党派間の紛争が、ノルウェー王の宮廷を介して仲裁される。引用は双方とも『ホーコン王のサガ』からである。

今語つたのと同じ冬〔一二四二年〕、ホーコン王はベルゲンにいた。そのときオーレイキヤがアイスランドから来た。そしてギツル・ソルヴァルドソンもホーコン王のもとに来た。そして同じ夏、ソールズ・カカリはアイスランドへ渡つた。そして彼は、コルベイン・アルノールソンと激しく争つた。そのとき彼〔コルベイン〕は、三冬をヴェストフィヨルドで過ごしてゐた。^⑩

その〔後の夏〕〔一二四六年〕、アイスランドからギツルとソールズが訪れ、〔王の法廷において〕すべての彼らの係争に関して和解した。そのときソールズは、スカガフィヨルドにおいて、ブランド・コルベインソン〔コルベイン・アルノールソンの親族〕とその前の冬中争つていた。そして双方で多くの立派な者たちが倒れた。^⑪

登場人物の対立構図は以下のとおりである。

オーレイキヤ、ソールズ・カカリ

×

ギツル、コルベイン、ブランド

最初に登場するオーレイキヤは、次に名の挙がるギツルによって、政争の末に父親を殺害されている。また、ソールズ・カカリは一二三八年の大規模な武力衝突の際に、ギツルとコルベイン・アルノールソンの連合に父と兄を殺害されているため、帰島後、両者に対し復讐を開始する。つまり、この場面における紛争も復讐の連鎖であり、血讐と呼びうる。しかし、ギツルとソールズはともにホーコン王の従士であり、「従士団法」の制約により殺し合いを禁じられているため、^⑫直接対決は回避され、王による召喚と仲裁を受けることになるのである。ここからは、この時期、特にアイスランド内で権勢を誇るゴジ同士の紛争解決の一手段として、王の宮廷が介在している様が見取れるだろう。

さらに、王の存在感に関し注目すべきものとして、「ソルギルス・スカルジのサガ」から例を挙げる。一二五二年に、対立陣営からの奇襲を受け、ソルギルスが捕縛された場面である。ソルギルスと敵方の中心人物（フラヴン、ストウルラ）とは親族関係にあるため、温情が期待できると踏んで、周囲はソルギルスに「自己裁決」*self-judgment*（相手に和解条件の決定を全面的に委ねる和解方法）を申し出るよう進言する。しかし、それをソルギルスはきつぱりと拒絶する。

「これだけは言える」ソルギルスは言った、「俺は絶対にお前に自己裁決はやらないぞ、フラヴン。それにストウルラ、お前にも、アイスランドのほかの誰にも、ホーコン王が生きている限りは、俺は王の裁きにこの件を委ねない。」^⑤

この場合、ソルギルスは王の従士であるが、彼と敵対しているフラヴンとストウルラは直接王と従士契約を結んでいるわけではない。彼らは王の従士ソールズ・カカリ（この時点ではノルウェーに召喚されており不在）の配下として支配領域の管理を委託されており、その領域を侵食したソルギルスと敵対し、彼を捕縛したのである。この場面からは、王の従士となったアイスランド人の中には、アイスランド人よりもノルウェー王の裁定を望む者も存在したことがみてとれる。ソルギルスは『ストウルルンガサガ』に登場するゴジたちの中では珍しく「王党派」であり、ほぼ一貫して王に協力的な人物として描かれるので例外的ではあるが、仲裁者としての王の存在が認識されていた証左にはなろう。

以上の例から、ノルウェー王権は一二六二／六四年の臣従誓約以前から、アイスランド内部、少なくとも直接対面が可能だった従士たちに対して、一定の裁判権を行使していたといえる。

（四）農民と王

一方、従士層以下の農民たちの場合、ノルウェー王との接点は見出せるのだろうか。その点については、『ホーコン王のサガ』の描写が最大の手がかりとなる。『ホーコン王のサガ』中には、アイスランドの内乱状態を憂慮する王が、平和をもたらすことを主張し、アイスランド人従士・ノルウェー人従士・アイスランドの二人の司教（一二三八年以降はノルウ

エー人^⑩を介して農民集會に働きかける様子が繰り返し描かれている。そのことは、王が仲裁者Ⅱ「平和維持者」としてのイメージをアピールしていたのが従士層に限られていなかったことを示唆する。すなわち、農民たちは直接王に直面することはなくとも、眼前で争いを繰り返すゴジたちの上位にあり、彼らを仲裁することのできる存在として、ノルウェー王を認識していたと考へうる。

しかし、ここで依拠した『ホーコン王のサガ』の性格には留意する必要がある。これはホーコン王の死後、彼の息子マグヌスの指示の下に書かれているため、ホーコン王の治世の実態というよりは、跡を襲ったマグヌスが先王とその治世をいかに印象付けようとしていたのかを表現するものとみるべきであろう。そして第一章でふれたように、マグヌス王は王の裁判権強化を軸とする新たな統治理念を持っていた。したがって、『ホーコン王のサガ』中で、ホーコン王のアイスランドに対する態度の基調となつている「平和維持者」としての王というイメージは、多かれ少なかれマグヌス王の理念を反映するものと考えられる。とはいえ、書き手のストウルラ・ソールザルソンは、自身もストウルルンク時代の内乱に主体的にかかわっていた有力者であり、『ストウルルンガ・サガ』の一篇も執筆している。さらに、『ホーコン王のサガ』は少なくとも、アイスランド人従士も頻繁に出入りする宮廷で語られるものだった。その点を考慮すれば、彼らも目撃していた、もしくは伝え聞いているであろうアイスランドの農民集會の様子が、すべて創作である可能性は低い。

また、ノルウェー王への臣従は、かつては一二二二／六四年の臣従契約を機とする突発的な事件と捉えられていたが、近年ではボウリョーザの印象的な研究に代表されるように、そのような見方には批判の向きが強い。彼女は、サガ中の臣従をめぐる描写を詳細に分析した結果、王への臣従契約承認が、少なくとも一二五六年から一二六四年にかけて、各地域の農民集會において段階的に進められたと主張している^⑪。そのことから、農民集會で王の使節との交渉が行われたことは、事実とみて大過はないであろう。

ここまでの議論を整理する。「自由国」体制下では農民（シングマン）はゴジを通してのみ法益に与ることが可能であった。それゆえ、農民にとつてのゴジの必要性のひとつとして、地域の紛争仲裁・平和維持はかなり大きなウエイトを占めていたといえる。農民たちはゴジがその義務を果たすと見込める限りにおいて、ゴジのための負担を負うことを承認した。さらに、ゴジが大規模化し性格を変えたストウルルング時代においても、農民集団はゴジの支配の在り方を規制することを志向し続けていたのである。

また、ストウルルング時代には、ゴジ層の紛争の際に王による仲裁・裁きという要素が加わることを確認した。このことは、少なくとも一三世紀前半から、ノルウェー王が「平和維持者」として、アイスランド社会に一定の影響力を行使していたことを示す。

さらに、「平和維持者」としてのノルウェー王という存在は、直接対面するゴジ層のアイスランド人たちだけではなく、彼らや王の使節を通して、地域農民たちにも伝えられた。そして、王への臣従がゴジたちのみの決定によるのではなく、農民集会の場における承認を必要としたことは、農民たちが、ゴジを承認するプロセスをノルウェー王に対しても適用した可能性を示唆する。

以上の考察より、「自由国」時代の平和維持に不可欠であったゴジー農民（シングマン）間の交渉の回路は、ストウルルング時代にも存続していたことがまず指摘できる。しかしながら、この時代のゴジは、血讐を統制し争いを治める力は失っていた。それゆえ、農民たちは、ゴジの代わりにノルウェー王を「平和維持者」として選択したといえるのではないだろうか。そのように考えると、王権への臣従という出来事すらも、アイスランド農民たちの血讐システムの延長線上におくことができるのである。

① 「ストウルルンガ・サガ」の概略については、Ulfar Bragason, 'Sagas of Contemporary History (Sturlunga saga): Texts and Re-

search', in McTurk (ed.), *Companion*, pp.427-446. 447. 一九八七年時点での翻訳を含めた刊行状況は、Stephen N. Trantler,

⑩ Ibid., p.209, 219.

⑪ Gudbrand Vigfússon (ed), *Hakonar Saga, and a Fragment of Magnus Saga, with Appendices*, London, 1887 (repr.1964) (以下 HKS), ch.246, p.239: 'þann sama vet er nú var frá sagt, ok Hákon konungur sat í Björgyn, ok Órækja kom tilan af Íslandi, þá kom ok Gizurr Þorvaldsson á fund Hákonar konungs. Ok þat sama sunnar fékk orlof til Íslands, Þórdr kakali; ok átti hann þá miklar deilir við Kolbein Arnórsson þá þrjá vet er hann sat í Vestfirðum.'

⑫ HKS, ch.248, pp.240-241: 'Þetta [sunar eptur] komu þeir af Íslandi, Gizurr ok Þórdr ok höfðu þá sætz [i konungs dóm] á öll sin mál. Þá hafði Þórdr barizk í Skagafríði við Brand Kolbeinsson um vart fyrri, ok féll þar mart manna af hvárum-tveggjum, ok gótt manna-val'. 各段「」は別行史料中で行われている異写本からの補足を示す。

第三章 王権下の平和維持——血讐の行方

本章では、王権下における平和維持の様相を、可能な限り「同時代サガ」の描写から析出することによって、アイスランドにおける血讐システムのその後の帰趨、ならびに王権と平和との関係考察を試みる。

(一) 史料の性格と射程

一二六二／六四年以後になると、「アイスランド人のサガ」の執筆が最盛期を迎えるのと裏腹に、「同時代サガ」の執筆量は急減する。現在残存する一三世紀後半を描くサガは『司教アールニのサガ』(以下『アールニのサガ』)、『マグヌス・ホーコンソン王のサガ』(以下『マグヌス王のサガ』)、『ストウルラのサーット』の三点のみである。それゆえ、一三世紀後

⑬ Jon Viðar, *Góðar og makforhöld*, p.31.

⑭ 'Þorgilis saga skardá', ch.17, *SrLII*, p.214: 'þat er víst, segir Þorgilis, at sjálfðæmi sel ek þér aldrí, Þran, ok eigi þér, Sturla, ok engum manni öðrum á Íslandi, meðan Hákon konungur er á lífi. Þýð ek mál vár á konungs dóm.'

⑮ スカールホルト司教区は一二三八—一二六八年、ホーラル司教区は一二三八—一二六〇年の間、ノルウェー人が司教を務めた。彼らは大勢¹⁷を占めて、ノルウェー王に協力的である。

⑯ HKS, ch.180, p.158; ch.257, p.252; ch.283, p.280; ch.300, p.309; ch.311, pp.321-323.

⑰ サガの記述と平行し、編年誌に農民たちがノルウェー王への臣従を誓約したとどう趣旨の記述がみられるのも、一二六〇—六四年にわたる。Boulhosa, *Icelanders And the Kings of Norway*, pp.91-106.

半の歴史は、この時期から増大する編年誌の記述、成文法、書簡類を主な根拠として書かれ、数少ない「同時代サガ」からは重要事件や他史料への言及が引用されるに留まる。確かに、わずかな断片しか残存せず、舞台もノルウェーが中心の『マグヌス王のサガ』と、サーツトゥー短編である「ストウルラのサーツトゥ」の情報量は非常に限られている。一方、『アールニのサガ』は全一四七章という記述量をはじめとし、特筆すべき点を多々有するため、以下に詳しくみておく。

これはアイスランドにおける教会改革の推進者として名高い、スカールホルト司教アールニ・ソルラークソン（在職一二六九―九八）の伝記的サガである。甥であり、司教職の後継者でもある同名のアールニ・ヘルガンソン（在職一二三〇―四一）^①が執筆したといわれる。司教アールニの業績を中心として、一二三七年の彼の生誕から一二九〇年頃までの間に、主にアイスランド、ノルウェーにおいて起こった出来事を年代順に記録している。少年時代については簡潔であるが、アールニが一二六九年に三四歳で司教に叙階されてからは、世俗有力者との教会財産をめぐる争いに焦点がおかれ、記述量も増える。同時期のアイスランドにおいては唯一の外交文書といえる書簡類への言及も多い。そのような性格から、『アールニのサガ』は重要な政治的事件や、何よりも教会改革の動向を知るための史料として利用されてきた。しかし、私見によれば、『アールニのサガ』には、ノルウェー王権下のアイスランド社会を読み解く上で重要であるにもかかわらず、等閑に付されてきた部分が少なくない。というのも、「司教サガ」というジャンル自体、『ストウルルンガ・サガ』や「王のサガ」、そして「アイスランド人のサガ」に関する微に入り細にわたる個別研究の簇生とは対照的に、従来、サガ研究の対象としては不人気であった。その一因として、「司教サガ」のスタイル・叙述手法にはラテン語聖人伝の強い影響が窺われるため、サガの特殊性に関心を持つ研究者間では敬遠されやすかったことが挙げられる。とはいえ、列聖された二人の司教のサガ以外は、ラテン語聖人伝の特徴（奇蹟譚、定型表現の多用等）は少なく、むしろ、他ジャンルのサガと共通する傾向（血讐への関心、「客観的」記述等）が強いといえる。また、近年便宜的なサガのジャンル分け自体に疑問の声が挙がっていることから、^③『アールニのサガ』には再考の余地が十分に残されているといえるだろう。

右に述べてきた史料・研究状況を踏まえ、本稿では、一三世紀後半についても、『アールニのサガ』をはじめとした数少ない「同時代サガ」の記述を分析の中心に据える。そのように、ストウルルンク時代と王権受容後の社会を連続的に扱うことで、共通点／変化点を浮かび上げさせ、事件史・制度史に偏向しがちな先行研究とは一線を画す、一三世紀後半の社会像提示を目指したい。

(二) 王権下の紛争とその解決

以下では、成文法導入による法制度の変化と照合させるため、時系列に沿って一二六二年以降の社会状況を検討してゆくことになるが、「同時代サガ」の分析に入る前に、臣従契約の内容を確認しておく。一括して「古契約」と呼ばれることの多い臣従契約文書であるが、厳密にはテキストの内容により二つに大別される。すなわち、「ギツルの契約 (Gizursatunai)」と「古契約 (Gamuli sätunai)」である^④。前者は、「一二六二年のアルシングにおいて、北四分区・南四分区の人々がホーコン・ホーコンソン王に対し臣従を誓った際の契約」と定義され、最古の写本は一六世紀後半となる。後者はそれ以外の、一二六三―六四年、もしくは一三〇二年になされた更新契約にあたりと分類されたテキスト群であり、写本は一五世紀後半のものから残る。

一二六二年時の「ギツルの契約」は、具体的に王の裁判権を規定してはいない。しかし全八項目中、三項目で平和の維持について言及されていることから、王の平和維持機能に対する期待の一片を窺うことはできる^⑤。他方、「古契約」においては、以下のように、項目の第一に海外召喚の忌避が述べられている。

はじめに、海外召喚を我々は望まない。アルシングにおいてこの地を去るよう判決を受けた者を除いて。^⑥

「古契約」に分類される各テキストの年代は不確定であり、一二六三年から一三〇二年までのいずれかの時点とするしかないが、少なくとも、一三世紀後半に王による海外召喚への反感が高まったと推測することは可能だろう。ただし、アル

シングで追放宣告を受けた者については除外されている点から、王による海外召喚そのものを拒否するのではなく、正式な裁判手続きを介した場合には認めていることも注目される。

さて、臣従契約以後、ストウルルング時代の大規模な抗争は、一二六四年のアンドレースの息子たちによるギツル・ヤール襲撃と、ギツルによる襲撃者の処刑を最後に鎮静化したといわれる。^⑦ところが、一二六二／六四年以降の「同時代サガ」叙述には、そう簡単に紛争が治まらない様子が散見する。

まず『ストウルラのサーット』一―二章には、ともにストウルルング時代以来、有力者として活躍していたストウルラ・ソールザルソンとその娘婿、フラヴン・オッドソンとの争いが語られている。描写は一二六二年頃からの対立に限定されているが、それ以前から両者は競合関係にあった。ストウルラ側は一二六三年四月にフラヴンの農場襲撃を計画するが、実行の前に計画は漏洩してしまう。フラヴンは先手を取って相手陣営を襲撃し、死者も出る事態となるが、最終的にはアイスランド内の有力者の仲裁により和解の会合が開かれ、フラヴンが裁定を下すことで決着する。しかし、王の従士であるフラヴンとの不和によって、王の不興を買うことを恐れたストウルラは、弁明のためノルウェーへ向かう。確認しておく、この時点のストウルラはアイスランドの有力者ではあるが、王と面識はなく、従士でもない。したがって、ストウルラのノルウェー行きは王の召喚によるものではなく、自発的行為である。実際に、ストウルラはノルウェー宮廷内で悪評を得ていたが、ストウルラの一族と親交を持つノルウェー人有力者の仲介でマゲヌス王への目通りが叶い、最終的に同王の厚遇を得ることに成功する。

この例から、まず一点目として、アイスランド人有力者同士の紛争に対する、内部の有力者による仲裁、すなわち王権以前の慣習の存続が看取される。二点目として、和解成立にもかかわらず、ストウルラが王への弁明に向かったことに注目したい。ここでは、後の例にみるような忠誠誓約等の形式の定められた「公的」な手続きは言及されない。したがって、ストウルラの例は、外面上はアイスランド人有力者とノルウェー王個人との対面的な関係の修復、いわばストウルルング

時代の従士関係の延長に過ぎないようにもみえる。しかし、従士契約以前、すなわち法的拘束がない時点においても、アイスランド人有力者に、王への弁明が必要であると認識させるほどに王の権威が浸透していたことは、一二六三年頃のアイスランドの状況を考察する上で看過すべきではない。

次段階としてみるべきなのは、一二七三年の新法書『ヤールンシーザ』導入後の状況である。なぜなら『ヤールンシーザ』は原則として復讐殺人を禁止しており、アイスランドの状況変化に寄するところが大きいと予測されるからである。以下では、一二七三年以降の三つの紛争事例を検討してゆく。

まずは『マグヌス王のサガ』断片中、一二七三年の記述である。

そのときマグヌス王はベルゲンにおいて、ソルヴァルスとフラヴンに、互いに忠誠誓約と協力を誓わせた。ヨーン大司教と多くの他の有力な人々の前で。そして彼らに全アイスランドを与え、彼の権力の下で統治させた。^⑧

ソルヴァルスとフラヴンは、当時権力争いを展開していたアイスランド人従士である。厳密にいえば、この時点ではまだ『ヤールンシーザ』は完全承認に至っていないので、ここにみられる王の仲裁は『ヤールンシーザ』の規定に基づくものではないと考えられる。それにもかかわらず、証人・忠誠誓約という、従士と王の一对一の関係を越えた、ある程度「公的」な要素が新たにみられることを確認しておきたい。

同じく一二七三年には、『ヤールンシーザ』の承認後に、司教アールニの協力者マルティンに対する襲撃事件が起こる。^⑨

これは、一二五二年にマルティンに殺された父親のための、息子グズラウグによる復讐であった。^⑩ 司教と同行中に襲われたマルティンは重傷を負い、この件はアルシングに提訴されるが、それでも争いは治まらず、司教、マルティンとグズラウグとの敵対関係がしばらく続く。しかし最終的には、のちに司教の姻戚となる地域の有力農民が仲裁に入り、和解に至る。^⑪

この事例から、まずは復讐の存続がみてとれる。しかしサガの記述は簡潔であり、実際に集会においてどのように裁きが行われ、罰が下されたのかは不明である。ただ、王の役人による罰金や海外召喚等の課刑はまったく言及されないため、

むしろ慣行に従い、地域有力者による法廷内外の仲裁が和解を導いたと推察される。

第三の例は、一二八〇年に起きた紛争である。司教アールニの姻戚である「良き農民」ビョルンと、従士かつ地方行政官であるアースグリームとの不和が生じる。ビョルンは姻戚ロプトのもとへ身を寄せ、ビョルン、ロプト側とアースグリーム側の対立が続く。アースグリーム側は、相手を王への反逆を企んでいると中傷し、それを聞いた王の使節が双方に海外召喚を言い渡す事態となる。その後、司教アールニの開いた会合において紛争当事者たちは話し合い、和解がなされた。その様子を引用する。

彼ら〔ロプトとビョルン〕はマグヌス王殿、エイリーク王、ホーコン公に忠誠誓約を誓うことを承諾した。…〔中略、誓約定型文〕…その後、エインドリジ・ボンディ〔王の使節〕は海外召喚を放棄し、アースグリーム殿とビョルンは和解した。彼らロプトの姻戚たちは、その後最良の友人となった。¹⁵⁾

この事例の要点としてまず、さまざまな社会的地位の人間の関与が挙げられる。列記すると、地方行政官・従士であるアースグリーム（「かつてのゴジ層」）、「良き農民」*görr bondi* ビョルン、上記二者と血縁／姻戚関係を持つロプト、司教アールニ（「聖職者」、王の使節であるノルウェー人エインドリジ。王への反逆という罪を疑われたロプトとビョルンは王の使節に対し忠誠誓約を行うが、ビョルンはおそらく上層であるとはいえ「農民」であり、従士ではない（ロプトも同様）。このことから、ストウルルング時代は従士同士の争いに限られていた王の仲裁・裁きの権限が、少なくとも従士以外の「農民」にまで拡大されていると考えられる。王の使節が代行する、海外召喚という王権の圧力が和解を導く点からも、「ヤールンシーザ」の導入を経て、ノルウェー王権が従士間にとどまらず、広く上位権力として認識され実効力を得ていた様が窺える。

さらに、王自身と直接対峙した上での誓約のみならず、使節への誓約が有効とされる状況は、ストウルルング時代にはみられなかった。つまり、王の権威・権限は、王個人との対面的関係に基づくものから、代理人（使節・役人）を介して

機能しうるものへと拡大過程にあったとみなせる。

ここまでを整理する。まず、血讐慣行自体は、『ヤールンシーザ』承認後も存続している。しかし、ストウルング時代には従士間に限定されていた王権の介在（海外召喚、王による仲裁）は、臣従誓約・成文法の導入を経て徐々に農民層にも浸透してゆく。さらにそのプロセスは、従士団内の対面的な権力関係から、代理人を介した間接統治への進展とも捉えうる。以上のように、一三世紀後半アイスランドにおける平和維持の状況としては、血讐という王権以前からの慣習の存続と、ノルウェー王の司法権（仲裁・裁き）の緩やかな浸透との、両面の要素の並存が確認できるのである。

① 「ヤールニのサガ」のテクストとして、本稿では Áma saga biskups' in Guðrún Ása Grímsdóttir (ed.), *Biskupa sögur* III (Íslensk fornrit 17), Reykjavík, 1998, pp. 3-212 (以下 ASB) を使用する。なお、本サガは四〇〇の手写本と二六〇の断片により伝存しており、最古のものは一四世紀後半の断片である。Magnús Mór Lárusson, 'Áma saga biskups', *KLMM*, 1956, col. 251.

② 「ヤールニのサガ」の末尾は散逸したとされるが、執筆時点から二二九八年のヤールニの死までは書かれなかったと推測されている。Peter G. Foote, 'Bischofs saga (*Byskupa sögur*)', Heinrich Beck et al. (Hrsg.), *Reallexikon der germanischen Altertumskunde* (2. Aufl.) 3, Berlin & New York, 1978, S.42. また、特二二二一―二二九九年の記述に関して、現存する編年誌【*王の編年誌*】Konungs annáll】からの流用が確認されたことからも、全体に編年記述への強い関心が指摘される。Margaret Cormack, 'Christian Biography', in McTurk (ed.), *Companion*, p.37.

③ 例えは、「古代のサガ」というジャンル分けを問題視した Paul Cardew, 'The Question of Genre in the Late Icelandic Sögur: A

Case Study of Þorkirringa saga', in Gareth Williams & Paul Bibire (eds.), *Sagas, Saints and Settlements* (The Northern World, V.11), Leiden & Boston, 2004, pp.13-27.

④ 定説として、Boulhosa, *Icelanders And the Kings of Norway*, pp.87-88, 106-110. 臣従契約文書の写本間の相違、共通点については、従来の歴史研究では顧みられることが少なかったが、ホッリマーが詳細な分析を行った。Ibid., pp.110-114.

⑤ 「キールの契約」テクストは以下に所収。Dj, vol.1-pt.3, no.152 (A-D), pp.620-625; vol.9, no.1, pp.1-3; vol.10, no.6 (A-B), pp.5-6.

⑥ 訳出は Dj, vol.1, no.156 (A), p.670-749 (『*フリスト* at utan stehningar skyldum ufer augnar hata utan þeir menn sem dæmder ufer da af norrum monnum a alþinge hert at landinu.』)。「古契約」テクストはそのほか、Dj, vol.9, no.2 (A, B), pp.3-5; vol.10, no.7, pp.7-8に収められている。

⑦ 例えは、Jon Jóhannesson, *op.cit.*, I, p.331.

⑧ 復讐殺人の禁止は、例えは『ヤールンシーザ』「身体権の項」一六・七章にみられる。Haraldur Bernharðsson et al. (eds.), *Járnstá og*

Kristinættur Árna Þorklassonar, Reykjavík, 2005, 'mannhelgi', ch.6-7, pp.76-78.

⑩ 'Magnús saga lagabænis', in *HKS*, p.373: 'Þá lét Magnús konungur [þá] Þorvarð ok Hrafn sverja hvam öðrum trúnaðar-eiða ok félag-skap í Björgyn at hlávaranda Jóni eekibiskupi ok mörgum öðrum meðum mönnum; ok fékk þeim allt Ísland til sjónnar undir hans valdi.'

⑪ *ASB*, ch.28, pp.45-47.

⑫ 一二五二年のマルテインによる殺害事件は「ノルギルス・スカルジのサガ」一四章 (*SgrII*, p.125) に述べられてゐる。

⑬ *ASB*, ch.28, p.47. (1) (2) 仲裁者として名の挙がるノールズ・ハッルンンは、この事件の二年後、司教の姪と結婚する。*ASB*, ch.34.

おわりに

一三世紀のアイスランドは内乱からノルウェー王権の受容という大きな変化を経験した。同時期の平和維持の在り方に関しては、従来、「自由国」とそれ以後との研究の分離が強く、連続したプロセスとして語られることすら稀であった。それに対し、本稿では、一三世紀全体を通し「同時代サガ」を分析の中心に据えることにより、ノルウェー王への臣従をめぐるアイスランド社会内部の変化・継続の様相を具体的に描き出すことを目指した。

以下、考察結果を総括する。まず、ゴジと農民の相互交渉の様相から察するに、ストゥルルング時代においても農民たちは慣行として、平和維持者としてのゴジの必要性を認識していた。さらに、ノルウェー王によるアイスランドの平和維持への介入は、ストゥルルング時代から従士間の紛争においては観察できる。一方、アイスランドの農民たちにも、使節を通じて王の「平和維持者」としてのマニフェストは伝えられていた。彼らが集会において、ゴジたちとともに王の貢税

p.52.

⑭ 一二八〇年のこの時点では、既に新法書「ヨーンスポーク」がアイスランドに持ち込まれているが、集会に提示されてはおらず、効力は持たない。Φαδβ「ヤールンニキ」を実効法として想定。

⑮ *ASB*, ch.60, pp.84-85.

⑯ *ASB*, ch.60, p.85: 'Þeir Loptr ok Björn atsaka sik ok verðr eigi svá aburðrum at nauðsyn stræði til undanfærslu. Því varð þat at sætt at þeir söru trúnaðareiða herra Magnúsi konungi ok Eiríki konungi ok hertoganum Hákonni. Eptir þat gaf Eirídríði bóndi upp utan-séfnengar ok sættuz þeir herra Ásgirnr ok Björn. Vöru þeir Loptr mágnarir eptir þat hinir beztu vinnr.' ただし、⑯中にアースグリーム村司教、ロプトとの争いは再発せず。cf. *ASB*, p.97ff.

要求を受け容れた際にも、そのような王のイメージは共有されていたと考えうる。以上を総合すると、少なくとも一三世紀中葉の臣従契約承認の段階では、アイスランドの農民たちは機能不全に陥ったゴジに代わり、平和を保障する存在としてノルウェー王を選択したと考えられる。

その後、ノルウェー時代に入ると、新法の適用を経て、ノルウェー王の裁判権は従士以外の直接対面関係を持たない社会層に対しても拡大・強化されてゆく。その一方で、仲裁・和解を内包する血讐の慣行は、復讐殺人の禁止が法規定中に明示された後にも存続していた。つまり、一三世紀という時期は、王権受容をもその構成要素のひとつとする、司法の在り方の緩やかな変容過程と捉えうるのである。

とはいえ、本稿の考察は、あくまで一時期のアイスランド内部の平和維持という局面に限定されたものに過ぎない。一三世紀末に向かい、成文法の導入、アイスランド統治を担う官職のポスト、徴兵等を争点として、ノルウェー王の理念とアイスランド住民の慣習との齟齬は、徐々に顕在化してゆく。それら、ノルウェー王という選択がもたらしたものの帰趨については、今後の重要な課題となる。

さらに、同時期のノルウェー宮廷においては、アイスランド人自身も構成員として行政の一角を担い、法編纂にも大きく関与していたとみられている。ノルウェー王が直接アイスランドを訪れることもない。そのため、ノルウェー王権とアイスランドとの関係について考察を深めるには、その媒介となる彼らアイスランド人従士の役割、王との関係を詳細にたどる必要がある。また、一三世紀のノルウェー王は、南はマン島から北はグリーンランドに及ぶ北大西洋一帯に、一時的にせよ貢税を認めさせていた。その領域は「ノルウェー王支配圏」*Noeggseldet*と呼ばれ、近年開拓の進む研究分野である^①。アイスランドの社会変化はその広域的枠組みの中で、異なる経緯を持つ他の貢税地と比して特異な様相を呈するのであるか。

以上のような長期的・広域的視野に照らせば、中世アイスランドのおかれた状況は、決して他のヨーロッパ地域から隔

絶された特殊例ではなく、むしろ、政治的中心としての王権と周辺社会との相互交渉といった普遍的現象の一形態ともみなせる。一三世紀は、他のヨーロッパ地域においても、君主権力の拡大とそれに伴う一元的な法秩序・統治理念の整備が進められた時期にあたる。そのプロセスは、上からの一方的な政策でも直線的な発展でもなく、一進一退を繰り返す、周辺社会との衝突をも含む相互交渉の結果であった。交渉の様相は地域・時期ごとに異なるが、それが中世社会のダイナミズムに直結する問題であることは確かである。本稿で分析を試みたアイスランドとノルウェー王権との関係も、そのような文脈上におくことができるだろう。すなわち、アイスランドの王権受容はノルウェー王権の拡大であると同時に、かつてその地を離れた人々の形成した、アイスランドという社会の内的変容の一コマでもある。

そして、はじめに述べたように、一三世紀は大量のサガを生み出した時期でもあり、そこには内乱から王権受容という社会変化が、さまざまな形で映し込まれていると推測される。確かに、他類型の歴史史料に乏しく、主要史料がサガという「物語」であるという点は、一見すると、アイスランド史の抱えるハンデとも捉えうる。しかしサガは、社会状況を生きたき生きた描写する「物語」であるがゆえに、王権との相互交渉の様子を具体的に再構成するだけでなく、それを書き、語り継いだ人々の意識の在り方にまで踏み込める可能性を提供する。それは、サガという「史料」を有す中世アイスランド史の、重要な課題かつ利点となるだろう。それらの課題については、他日を期したい。

- ① 「ノルウェー王支配圏」への関心の高まりは、例えばシュート・ヘンリッ、スタイナー・イムセンなど、*国制史の大家とアイスランド*、ノルウェー史家の関心が近年北大西洋に向ってつらなることから窺える。Knut Helle, 'The Position of the Faeroes and Other 'Tributary Lands' in the Medieval Norwegian Dominion', in Andras Morriensen & Simun V. Arge (eds.), *Viking and Norse in the North Atlantic. Select Papers from the Proceedings of the Fourteenth Viking Congress Torshavn, 19-30*

July 2001, Tórshavn, 2005, pp.11-21; Steinar Imsen, 'Earldom and Kingdom: Orkney in the Realm of Norway 1195-1379', *Historisk Tidsskrift* (Norway) 79 (2002), pp.163-180.

【本稿は平成一九年度日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。】

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程・日本学術振興会特別研究員）

of Qin dynasty can correctly be called a policy of the “standardization of written characters.”

What then are the points of similarity and difference between the Warring-States-period phrases *shu tong wen* (writing matches the text) and *shu tong ming* (writing matches the name) and the Qin dynasty policy of standardizing written characters? First, they are similar in that both aimed at standardization of the written scribal language. The difference was that in contrast to the earlier terms which indicated the “de-facto standard,” a recognition of reality, the latter was the stipulation of a “de-jure standard” that was to be enforced by political authority. On the basis of this difference, the Qin dynasty policy of the standardization of written characters was the visualization of the rule of Qin dynasty itself, and the control of the routes by which information flowed by standardization of the written language was an important element supporting the rule of the Qin empire.

Peacemaking in 13th-Century Iceland:
A Consideration of the Submission to Norwegian Kingship

by

MATSUMOTO Sayaka

Iceland was settled mainly by Norwegian Vikings in the period c.870-c.930. Towards the end of this period, settlers established laws and an assembly system. They kept Iceland’s ‘independent’ status until 1262/64, at which time Icelanders swore to pay tribute and submit to the king in Norway. Subsequently, the country was under foreign rule until the foundation of the republic in 1944. In the 19th and early 20th centuries, under the influence of the struggle for independence, the society that had existed during the period c.930-1262 began to be called *þjóðveldi*, usually translated as ‘the Commonwealth’ or ‘the Free State’. It was thought of as a ‘commonwealth’ composed of free farmers, who refused the rule of any king. Since then, the Icelandic Commonwealth Period has been praised as a golden age, while the period under foreign rule was thought of as an Icelandic dark age. There was a tendency to revise such a nationalistic view in the 1970s as the Sagas (prose stories written in Old Norse in the 12th-14th centuries) began to be re-evaluated as historical sources, but little attention has been paid to the period

after the year 1262/64.

Given this historiography, we should pay more attention to the period after the submission, as an examination of the period might reveal the uniqueness of the Icelandic Commonwealth and its relationship with the monarchy more clearly. In this paper, I try to throw new light on the changes and continuities under the Norwegian monarchy. For this purpose, I focus on peacemaking and power throughout the 13th century, because, in spite of a large stock of knowledge about peacemaking in the Commonwealth period, we know very little about it thereafter.

The American anthropological school has made valuable contributions since 1980s in understanding the Icelandic peacemaking system. They clarified the mechanism of peacemaking through blood-feuds (mutual vengeance) from the Sagas and presented a new image of society based on it. This now serves as the model for the Icelandic blood-feud. Sagas about the period of internal struggle, i.e. the Sturlung Age (c.1220-1262), however, often depict exceptions to the model. Accordingly, many scholars have thought that the peacemaking system based on the blood-feud had broken down by the Sturlung Age, and the breakdown consequently led to the collapse of the Icelandic Commonwealth.

Although Icelandic chieftains were closely connected with the King in the 13th century, their power was still based on the consent of the farmers, and farmers expected their chieftains to control blood-feuds to keep the peace. On the other hand, the Norwegian King had a certain judicial influence on the Icelanders, mainly through the relationship with his retainers. Icelandic retainers thought of the king as an arbitrator or peacemaker among them. Farmers also recognized the authority of the king, and the decision for submission was made with their accord. Therefore it could be said that Icelandic farmers selected the king as their peacemaker, instead of chieftains who had lost the power to make peace.

Few studies have been made about Icelandic society under the monarchy. Some legal historians, however, have studied the new laws that accompanied the constitutional changes brought about by the king and believe that large-scale conflicts and blood-feuds decreased after the submission. This was because the new laws contained articles forbidding blood-feuds, reflecting the political ideals of the Norwegian court.

However, a survey of the conflicts and their resolution under the monarchy through Contemporary Sagas points out that revenge was still the custom of Icelanders even in that period. As a result of new laws and administration, the king meanwhile expanded his judicial influence to Icelandic farmers without the limitations of a face-to-face relationship that he would maintain with a retainer.

To sum up, the Kings of Norway had influence on peacemaking in Iceland be-

fore the contracts of submission and gradually expanded this power and authority towards the end of 13th century. Even so, the process does not appear to have been an entirely one-sided initiative on the part of the monarchy, but was also the result of selection by Icelanders themselves. Accordingly, we can consider the situation of 13th century Iceland as developing through interaction with the Norwegian monarchy, and inherent within the shift toward submission was a gradual transformation in the peacemaking system.

On the State of Local Educational Administration in
Changsha, Hunan during the Late Qing:
With a Special Focus on the Opposition between
Commissioner of Education Wu Qingchi and Educational Reformers

by

MIYAHARA Yoshiaki

This article is an attempt to clarify the special character of the modernization of Chinese education by taking Changsha in Hunan as the object of study and examining the opposition of the governor 官 and gentry 紳 over local educational administrative policy in the years between 1906 and 1909 (from the 32nd year of the Guangxu 光緒 era to the first year of Xuantong 宣統 era.)

The fundamental stance of Wu Qingchi 吳慶坻, the educational commissioner 提学使 in Hunan was grounded in Confucian ethics with the aim of faithfully maintaining the Qing system. Wu Qingchi appointed the reformists Tan Yankai 譚延闓 and Zeng Xi 曾熙 and the conservatives Zhao Qilin 趙啓霖 and Feng Xiren 馮錫仁 to the provincial office of education 学務公所 as provincial educational advisors 議紳 in order to broadly reflect the range of opinions of the people of Hunan on educational administrative policy. In addition, he appointed Wang Xianqian 王先謙, a conservative member of the gentry who had great influence on the Hunan gentry, chief advisor 議長 of provincial education in order to rein in the reformists. Armed with this array of officials in the provincial office, Wu Qingchi strengthened his management of the public and private schools of the province.

The educational reformists were conscious of the problem that their opinions were neither reflected in the decision making process on educational policy nor in